

## 階上町家計の主宰者認定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、階上町子ども・子育て支援法等施行細則（平成30年規則第21号。以下「施行細則」という。）第14条に基づき、保育所等を利用している児童の扶養義務者から徴収する費用（以下「利用料」という。）を決定する際の「家計の主宰者」の認定基準について定めるものとする。

### (階層区分の認定)

第2条 利用料の階層区分の認定については、入所児童（以下「児童」という。）と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の市町村民税課税額の合計額により行うものとする。

2 同一世帯に属しているかの判断は、住民基本台帳における形式的要件のみならず、生活の実態を総合的に勘案して行うものとする。

### (家計の主宰者の認定)

第3条 次の複数に該当する父母以外の扶養義務者がいる場合は、当該扶養義務者が家計の主宰者であると認定して市町村民税課税額合算の対象とする。

- (1) 児童又はその父母を市町村民税の算定上扶養控除の対象としている者
- (2) 児童又はその父母を健康保険等の扶養家族としている者
- (3) 自営業、農業又は漁業等により生計を営む世帯で、児童の父母を市町村民税の算定上専従者控除の対象としている者
- (4) その世帯において、最多所得、最多納税である者

ただし、(3)及び(4)に掲げる父母以外の扶養義務者がいる場合において、児童の父母の前年の所得額の合計が76万円（要保護世帯等にあつては38万円）を超える場合については、児童のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認め、当該扶養義務者は家計の主宰者とならないものとする。

### (その他)

第4条 第2条及び第3条の規定により難いと判断される場合のほか、施行細則及び国、県の通達等に定めのない場合については、当該世帯の状況等を総合的に勘案し、家計の主宰者を認定する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。